金融庁と米国証券取引委員会との間における協力及び協調のための枠組み

本文書の目的は、金融庁と米国証券取引委員会(米国 SEC)との間の協力及び協調のための枠組みを定めることである。金融庁と米国 SEC は、日米両国における投資家保護の推進、市場の誠実性の促進、及びクロスボーダーでの証券活動の推進を目的として、証券市場の監視に係る協力し、協調していくことを目指している。

金融庁と米国 SEC との間の関係強化には、次の二つの目的がある。

- 規制上の共通関心事項を認識し、議論すること。
- クロスボーダーの執行上の情報交換における協力を推進すること

これらの目的を達成するため、金融庁と米国 SEC は、両者の幹部職員による定期会合(「対話」)を持つこととしていく。

金融庁及び米国 SEC は、本対話に係る以下の事項について合意した。

開催時期及び開催場所

対話は、少なくとも年1回行う。対話は、日米で交互に開催する。ただし、金融庁及び米国 SEC 双方が代替的な場所で開催することに合意した場合を除く。

参加者

対話への参加者は、金融庁及び米国 SEC の上級職員及び幹部とする。金融庁及び米国 SEC は、時には、日米それぞれの国からの他の当局が対話に参加することが有益であるかも しれないということに同意している。したがって、両当局は、他の当局の参加が、対話の中の ある特定の会合にとって有益になるかどうか判定するため、協議することとする。

議題

対話の議題は、上述の、また以下で詳述する、金融庁と米国 SEC との間の関係強化を図る目的に関するトピックで構成することとする。日程が確定した各対話に先立ち、金融庁と米国 SEC は、お互いに、また他の関係する第三者を交え、来たる対話において取り上げるべき具体的事項を特定する。

1. 規制面における共通の関心事項の認識及び議論

金融庁と米国 SEC との議論は、お互いの規制制度に関する一層の理解と、共通の関心事項の確認のための機会を提供しようというものである。これにより、金融庁及び米国 SEC が、共通の関心事項に対応するための戦略を展開することができるようになるとともに、規制上の課題に対する共通のアプローチの整備を促進することが並行して促進されることになる。このように金融庁と米国SECとの間の協力と協調を強化することは、グローバルな文脈における投資家保護と市場の誠実性の育成という共通の目標を達成するための両当局の能力を大きく高めることになる。

2. クロスボーダーでの法執行における協力の促進

金融庁と米国 SEC は、国内証券市場の保護及び投資家の保護においてますます重要性を増しているものは、証券規制当局が、法執行に係る事項を外国のカウンターパートに提供し、また、外国のカウンターパートから提供を受けることであると認識している。したがって、2002 年5 月に締結した両当局間の情報交換枠組み(「協力、協議及び情報交換に係る米国 SEC と金融庁との間における意図表明文書」)をもとに、金融庁と米国 SEC は、規制上の事項とともに法執行においてもより一層の協調及び協力がなされるよう、両当局間の情報交換における連携強化に取り組む。